

## 構造NEWS



無料セミナー(名古屋)のお知らせ！**建築物省エネ法**がテーマです  
<http://www.j-eri.co.jp/siten/siten.html>

**法・条例改正案**のお知らせ...  
 積雪荷重の見直し  
<http://goo.gl/zKPk6O>  
 静岡県の地震地域係数の条例化 (H29.10施行予定)  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/>

**既存建物**の調査・検査ならERIグループへ...  
<http://www.s-eri.co.jp/gyoumu/inspection/>

わかりやすい！**定期講習**ならERIがテーマへ...  
[http://www.a-eri.co.jp/teiki/teiki\\_top.html](http://www.a-eri.co.jp/teiki/teiki_top.html)

## ERIの構造Q&A

増築の計画があるのですが  
 既存の検査済証や台帳の記録が  
 見つかりません。  
 増築は難しいでしょうか？



そんなときは、ERIが実施する  
**法適合状況調査**という手がありますよ！  
 一度ご相談ください！  
<https://www.j-eri.co.jp/gyoumu/hotekigijokyochoosa/>



## ERI - 1 グランプリ ~安全証明書について~

くっそー！、ERIのやつらが構造設計ルート3で計算して構造設計一級建築士の記名押印したのに「安全証明書付けろ」って言いやがる～



ルート3であれば全て構造設計一級建築士の関与が必要の代わりに「安全証明書不要」って思っていないかい？

だって士法第20条第2項ただし書きに次条第1項又は第2項の場合は「この限りでない。」つまり安全証明書不要って書いてあるじゃん



次条である士法第20条の2第1項の冒頭には「**第3条第1項に規定する建築物のうち**」って書いてあるだろー



士法第3条第1項には「**一級建築士業務独占条件**」が書いてあり、一級建築士以外の建築士でも設計できる建築物は士法第20条の2に規定する建築物には該当しないんだ

今回の物件は士法第3条第1項第一～四号のどれにもあてはまらないから「**一級建築士以外**」でもできる物件だ...



つまり、一級建築士の非業務独占の場合はルート3でも構造設計一級建築士の関与は不要で、士法第20条第2項ただし書きの適用がないから「**安全証明書が必要**」ということになるんだよ！

まさかルート3でも安全証明書が必要な場合があるとは……ちっくしょー



図解は株式会社ワナベエセンター・インフォのE&Sスタジオを引用。

## 編集後記

2017年は、酉年！  
 十二支や干支の考え方では、酉のつく年は商売繁盛につながると考えられているそうです。  
 良い年となりますように、  
 本年も、どうぞよろしくお願いいたします。



1月4日、熱田神宮にて